

(介護予防)特定福祉用具販売重要事項説明書

本書面により、下記の重要事項の説明を受け、福祉用具レンタルサービスの提供開始及び個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者 _____ 代理人 _____ () 説明者名 ()

1. 当社および事業所の概要

名称・法人種別	株式会社 ホームケアサービス山口				
本社所在地	山口県下関市長府才川1丁目35-21				
代表者名	岡添兆平				
担当	事業所名	介護保険番号	所在地	電話番号	サービス提供地域
✓	下関店	3570100499	下関市長府才川1丁目35-21	083-248-7788	山口県全域、北九州市
	山口店	3570300388	山口市陶4542-1	083-973-6615	山口県全域、島根県鹿足郡
	宇部店	3570201958	宇部市西宇部南3-2-2	0836-39-1147	山口県全域
	萩店	3570400501	萩市椿東2880-1	0838-24-1002	山口県全域及び島根県 益田市、浜田市 鹿足・美濃・那珂各郡
	周南店	3570700355	下松市末武上久保田1800-1	0833-45-3008	山口県全域
	岩国店	3570800874	岩国市今津町4丁目12-7	0827-30-3025	山口県全域及び広島県全域
	北九州店	4070504024	北九州市小倉南区沼新町1-1-20	093-472-7211	北九州市
	防府店	3570602106	防府市華園町11-11	0835-27-1122	山口県全域
	廿日市店	3472701543	広島県廿日市市宮内4349-1 田宮ビル1F	0829-37-3388	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市・みよし市・庄原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎神島町・世羅町・神石高原町

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名 福祉用具専門相談員と兼務
福祉用具専門相談員	8 名 (常勤 8 名、非常勤 0 名)

専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具個別サービス計画書を作成し利用者及び介護支援専門員に交付するとともに個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、適切な福祉用具の選定、ひいては介護者等の負担の軽減を図る。管理者は従業者の管理及び、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

3. 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日	営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分
-------	---------	---------	-----------------

注意) 日曜日・祝祭日を定休日とし、年末年始休暇(12/31～1/3)も休業とする。

4. 事業の目的

㈱ホームケアサービス山口が行う福祉用具販売事業・介護予防福祉用具販売事業(以下『事業』という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して、適正な福祉用具販売・介護予防福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

5. 運営方針

- 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の要望する福祉用具・介護予防福祉用具(以下福祉用具という)販売に努める。
- 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具個別サービス計画書を作成し利用者及び介護支援専門員に交付するとともに個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整を行い福祉用具の貸与により日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
- 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

6. 料金とお支払方法

- (1) 別途カタログ等で掲示の金額となります。
- (2) 介護保険適用の場合も原則として、全額お支払いいただき、のちに介護保険に対してご契約者様が請求いただくこととなります。(これを償還払いと言います)
- (3) 償還払いではなく、市町村によっては本人負担額のみご負担いただき、事業所から残りの負担額を請求する場合があります。(これを委任払いと言います)

7. 取扱品目及び商品の選定

- (1) 特定福祉用具は厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。

介護保険上の 特定福祉用具	(1)腰掛便座 (2)自動排泄処理装置の交換可能部品 (3)入浴補助用具 (4)簡易浴槽 (5)移動用リフトのつり具の部分 (6)排泄予測支援機器 (7)スロープ (貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く) (8)歩行器 (貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く) (9)歩行補助杖 (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る)
------------------	---

- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助と販売計画を作成し、取り付け、調整を行います。

8. 事故時の対応

- (1) 購入商品のご使用中に何らかの事故が発生した場合は、下記のお客さま相談コーナーまでご連絡ください。
- (2) 事故の内容に応じて、迅速に必要な措置を取るとともに、ご家族、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者もしくは市長に連絡します。
- (3) 事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
一方で利用者に損害を与えた場合は、(一社)日本福祉用具供給協会の保険制度(総合保障制度 引受幹事会社：東京海上火災保険株式会社)による損害賠償を行います。
- (4) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発防止に努めます。

9. お客さま相談コーナー

- (1) サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時については、次の窓口へご連絡ください。

相談時間	月曜日～土曜日 9時～17時30分	担当者 (連絡先)	(TEL 083-248-7788)
------	----------------------	--------------	----------------------

- (2) お客さまは、当事業所以外に別紙一覧表の件市長、国民健康保険団体連合会の相談苦情窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

- ・ 下関市介護保険課事業者係
下関市南部町21番19号 下関商工会館4階
TEL: 083-231-1371 FAX: 083-934-2743
受付日時 午前8時30分から午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)
- ・ 山口県国民健康保険団体連合会
山口市朝田1980番地7 国保会館
TEL: 083-995-1010 FAX: 083-934-3665
受付日時 午前9時00分から午後5時00分(土、日、祝日、年末年始を除く)
- ・ 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
福岡県北九州市小倉北区内1番1号
TEL: 093-582-2771 FAX: 093-582-5033
受付日時 午前8時30分から午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)
- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会
福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号
TEL: 092-642-7800 FAX: 092-642-7852
受付日時 午前9時00分から午後5時00分(土、日、祝日、年末年始を除く)

10. 秘密の保持

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 事業所は、従業員が業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は、利用者の同意を得、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を文章により得る。

以上